

現場環境改善費運用要領 の制定について

令和8年1月
広島市水道局技術管理課



1. 制定の目的

○現場環境改善の意義

- ➡ 周辺住民の生活環境への配慮と工事への市民理解の促進
- ➡ 労働者の作業環境改善による担い手確保

○本要領の目的

- ➡ 現場環境改善費の取扱いを明確化
- ➡ 効果的な現場環境改善の促進

2. 運用要領の概略（1/3）

▶ 対象工事・区域

- ・ 土木工事標準積算基準書または水道事業実務必携を適用する屋外工事
- ・ 施工範囲および隣接町内
(労働環境の改善に関する取組は、施工範囲の概ね300m以内)

▶ 費用計上のタイミング

原則、当初設計では計上せず、最終設計変更で計上

2. 運用要領の概略 (2/3)

▶ 計上条件【率分】

(1) 現場の実情に応じて柔軟に取組みを設定できるようにし、現場環境改善費を活用しやすくするため、従来の4項目※1から5つ選択(1項目重複)に加え、以下の選択肢を追加

ア 設定が困難な項目を除き、合計5つ選択

イ 現場環境改善の目的に沿った新たな内容を設定し、合計5つ選択

(2) 実施に要する費用の概算額の合計が基準額※2以上であること

※1 仮設備関係・営繕関係・安全関係・地域連携

※2 「基準額」とは、当初設計金額に基づき試算した現場環境改善費(率分)の額をいう

2. 運用要領の概略 (3/3)

▶ 計上条件【積上げ分】

- (1) 令和7年度の基準書の改定により、「現場環境改善費」(率分)から熱中症対策・防寒対策を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率分)の50%を上限に、積上げ計上
- (2) 費用の明確化
 - ・現場環境改善費(共通仮設費)
主に現場の施設や設備に関する費用
(例:ミストファン、日よけテント等設置)
 - ・真夏日補正(現場管理費)
労務管理に関する費用
(例:経口補水液、空調服等の支給)

3. 業務フロー

【事前準備・協議～現場環境改善開始】

受注者意思表示 → 発注者基準額通知

→ 取組検討・事前協議書作成 → 発注者協議・承諾

→ 施工計画書作成(事前協議書添付) → 開始日通知・実施開始

→ 発注者実施状況確認

【現場環境改善実施～変更契約】

実施完了・終了日通知 → 発注者確認

→ 実施報告書作成 → 発注者履行確認・結果通知

→ 発注者変更設計書作成 → 契約変更

詳細なフローは

配布資料「現場環境改善費運用フロー」を確認ください

4. 現場環境改善関連資料等

【掲載場所】

(受注者)

広島市水道局ホームページ

事業者の方へ → 工事・建設コンサルタント業務関連

→ 建設工事トップページ → 現場環境改善費

(発注者)

技管web → 設計・施工関連

→ 広島市水道局現場環境改善費運用要領

【掲載内容】

- ・広島市水道局現場環境改善費運用要領・Q&A
- ・関連帳票(現場環境改善事前協議書等)